

別添 ユースケースの紹介

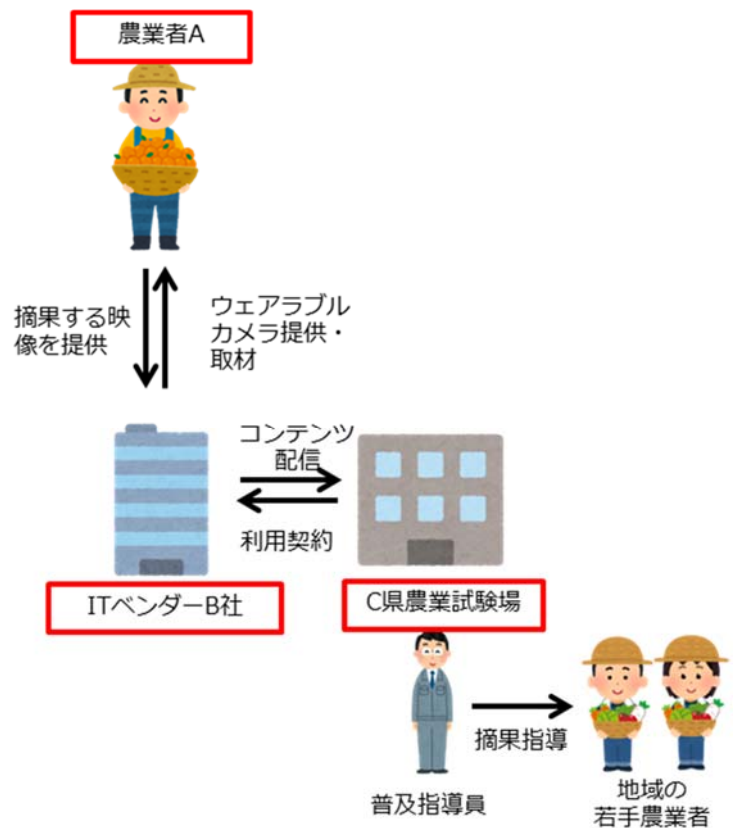
【ユースケース 1】

概要

篤農家である農業者 A は、IT ベンダ B 社に協力し、熟練した栽培技術と摘果すべき果実の目利きが重要とされている温州みかんの栽培について、ウェアラブルカメラを装着することによって自身の摘果作業の映像を IT ベンダ B 社に提供。

IT ベンダ B 社は、当該映像等を基に学習コンテンツを制作し、制作したコンテンツをデータ配信用のコンテンツとして、我が国の温州みかんの有力な生産地である C 県の農業試験場とデータ利用契約を結んだ。IT ベンダ B 社からは、利用ライセンスとして ID とパスワードを付与した。

C 県農業試験場では、農業普及指導員に ID とパスワードを付与し、温州みかん畑の実地で、生産活動を行っている若手の農業者向けの OJT 研修の一環として、映像を用いた摘果指導を行っている。



想定されるデータ契約形態

農業者 A と IT ベンダ B 社： データ創出型契約

IT ベンダ B 社と C 県農業試験場： データ提供型契約

契約にあたっての留意事項

- 学習コンテンツを制作する場合の農業者 A と IT ベンダ B 社の契約条件（著作権、映像提供の対価や販売時のインセンティブ等）を双方で合意しておく必要がある。
- IT ベンダ B 社と C 県農業試験場の間では利用契約を結んでいる。一方、実際に農場でコンテンツを利用するのは、主に地域の若手農業生産者である。契約者と利用者が異なる場合の利用条件を契約条項にて、明確化しておく必要がある。

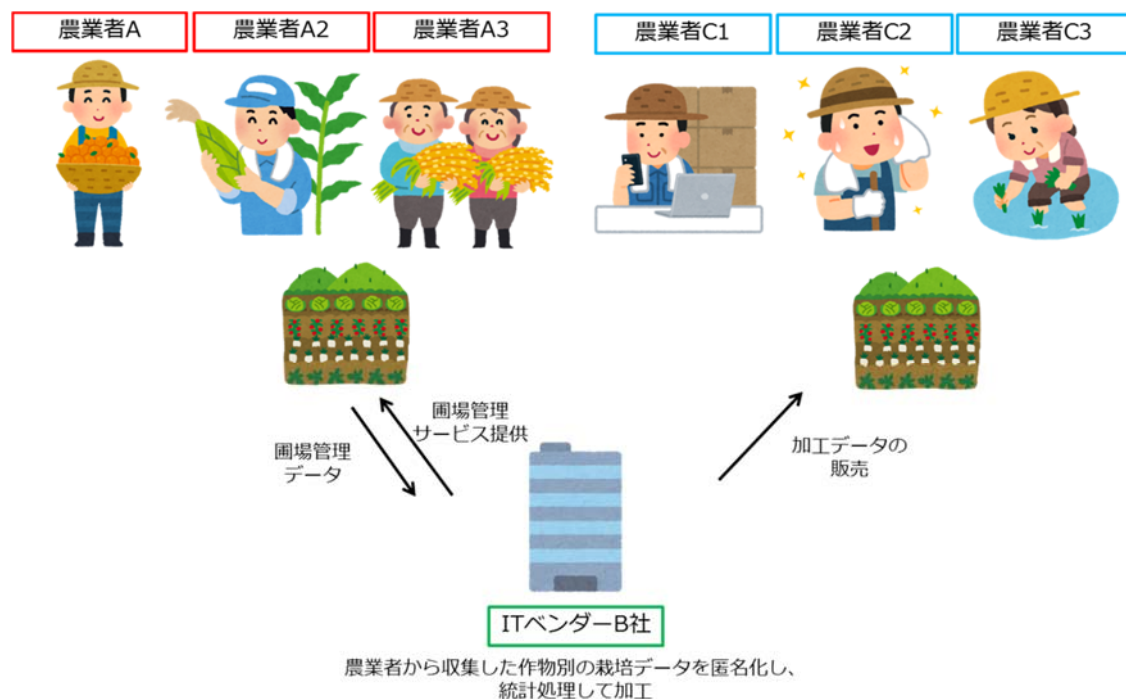
【ユースケース 2】

概要

農業者 A1、A2、A3 は、IT ベンダ B 社の圃場管理サービスを利用している。同サービスにより、農業者自身にて圃場毎に作付け作物の情報、耕うん・播種等の作業記録の情報や、農薬散布・施肥の実施時期、農薬や肥料の種類・投入量、最終的な作物の収量データ等を入力している。入力データは圃場管理サービスの提供会社である IT ベンダ B 社のサーバに格納される。

圃場管理サービスを利用している農業者 A は、過年度の栽培実績データを参照したり、作業記録を確認でき、新しい営農計画を作成する際等に活用している。

一方、IT ベンダ B 社は、農業者から収集した栽培データを、個人情報を匿名化する形で、作物ごとに統計処理し、その加工データを別の農業者 C1、C2、C3 へ販売している。



想定されるデータ契約形態

農業者 A1, A2, A3 と IT ベンダ B 社： データ創出型契約

IT ベンダ B 社と農業者 C1, C2, C3： データ提供型契約

契約にあたっての留意事項

- 農業者 A1、A2、A3 の栽培データは、B 社サービスの利用により同社サーバに蓄積される。この蓄積されたデータを加工して利用する二次利用についての利用権について、双方で事前に合意することが望ましい。
- 農業者 A1、A2、A3 の懸念する点として、収集したデータの個人情報を匿名化しても、圃場の場所が特定されるのではないか、また、栽培記録の情報そのものが栽培ノウハウとなっているため、競合すると想定される農業者へデータ販売することについて、難色を示す可能性がある。

【ユースケース3】

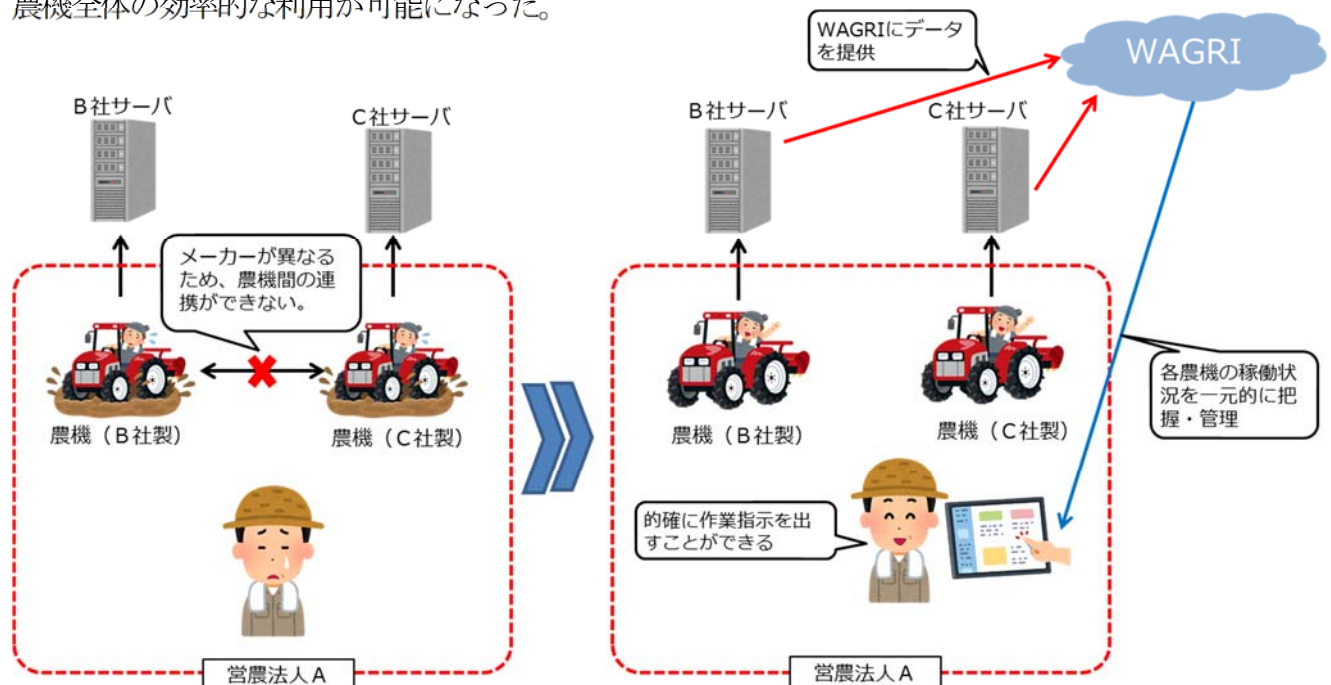
概要

集落営農法人Aでは、組合員が元々保有していた農業機械の中で特に高性能なものを買上げ、当該農機を用いて集落営農法人Aの複数名のオペレータが日々の作業を行っている。作業を通じて取得される作業データは、各農機メーカーのサーバに蓄積される。

これら農機は、各メーカーのシステムを利用することにより、作業データを記録・参照することが可能であるものの、メーカーがバラバラであり、農機メーカー間でデータ連携ができず、どの農機がどこで何の作業を行っているか一元的に把握することができなかった。

このため、集落営農法人Aの同意の下、各メーカーは農業データ連携基盤上に、これら作業データを「プライベート・データ」(※)として設定して保存・管理するとともに、集落営農法人Aが利用している農機メーカー間において、当該プライベート・データが利用できるよう、プラットフォームの管理画面上で設定を行った。

これにより、異なる農機メーカーの農業機械の作業データを一元的に把握できるようになるため、農機全体の効率的な利用が可能になった。



※「プライベート・データ」として設定することにより、通常のプラットフォーム参加者に加えプラットフォーム運営事業者に対しても当該データを閲覧・利用できなくすることが可能。

想定されるデータ契約形態

- ① 集落営農法人Aと農機メーカー各社： データ創出型契約及び同意書
- ② 農機メーカー各社とプラットフォーム運営事業者B社： データ共用型契約

契約にあたっての留意事項

<データ契約形態①について>

■農機メーカー各社が提供するシステムの利用により、集落営農法人Aが稼働させる各農機の稼働状況等の作業データが、農機メーカー各社のサーバに蓄積される。本ケースでは明示的に触れていないが、作業データに加え、この蓄積されたデータを農機メーカー各社が加工等することによって生じる派生データの取扱についても、集落営農法人Aと農機メーカー各社の間で事前に合意しておくことが望ましい。

■農機メーカー各社のサーバに蓄積された作業データを、農業データ連携基盤上で保存・管理するに当たっては、当該データの種類や利用目的・範囲等について集落営農法人Aから事前に同意を得ておくことが望ましい。

■また、当該作業データにおける個人情報を匿名化した加工データの取扱いについても、集落営農法人Aと農機メーカー各社の間で事前に合意しておくことが望ましい。

<データ契約形態②について>

■提供データの品質についての保証範囲、万が一データが漏えいした場合の対応やプラットフォーム運営事業者及びデータ提供・利用者の責任等について明確に定めておくことが望ましい。